二　他社購入電源費の変動額（石油石炭税変動相当額に限る。以下この条において同じ。）

三　他社販売電源料の変動額（石油石炭税変動相当額に限る。以下この条において同じ。）

2　事業者は、前項各号に掲げる変動額について、次の各号に掲げる方法により整理した変動額（以下この条において「特定変動額」という。）の合計額を算定し、様式第十四により特定変動額総括表を作成しなければならない。

一～三　（略）

3　事業者は、前項の規定により算定された特定変動額を、送配電非関連可変費に整理し、様式第十五により特定送配電非関連費明細表を作成しなければならない。

4　事業者は、二需要種別又は三需要種別ごとに、前項の規定により整理された送配電非関連可変費の合計額を、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第九条第四項第四号又は同条第七項において読み替えて準用する同条第四項第四号（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により算定した割合（この号の規定により配分した場合はその割合）により配分し、特定変動可変費に整理しなければならない。

5　事業者は、送配電非関連費について、前項の規定により整理された特定変動可変費を基に、特定需要又は特定二需要種別ごとについて、様式第十六により特定送配電非関連費計算表を作成し、様式第十七により特定原価等集計表を作成しなければならない。

6　料金は、特定需要又は特定二需要種別ごとの前項の規定により整理された特定変動可変費と、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により定められた原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入及びこの項、第十九条第六項又は次条第六項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入の変動分が一致するように設定されなければならない。

7　事業者は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の特定需要原価等又は特定二需要種別原価等及び特定変動可変費並びに第四項の規定により整理された特定変動可変費、第十九条第四項の規定により整理された特別変動可変費又は次条第四項の規定により整理された特殊変動費を基に、契約種別ごとの電気の使用形態、電気の使用期間、電気の計量方法等による特定変動可変費の差異を勘案して設定した基準により契約種別ごとの料金を設定しなければならない。

8・9　（略）

10　事業者は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により定められた原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入及びこの項、第十九条第十項又は次条第十項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入の変動分が一致するように設定した料金及び前項の規定により設定する料金、変更前の特定小売供給約款で設定した料金及び特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の供給計画等に基づく契約電力、販売電力量等の電気の使用に係る値の予測値により算定しなければならない。

二　他社購入電源費の変動額（石油石炭税変動相当額に限る。以下この条及び第三十八条において同じ。）

三　他社販売電源料の変動額（石油石炭税変動相当額に限る。以下この条及び第三十八条において同じ。）

2　事業者は、前項各号に掲げる変動額について、次の各号に掲げる方法により整理した変動額（以下この条において「特定変動額」という。）の合計額を算定し、様式第十八により特定変動額総括表を作成しなければならない。

一～三　（略）

3　事業者は、前項の規定により算定された特定変動額を、送配電非関連可変費に整理し、様式第十九により特定送配電非関連費明細表を作成しなければならない。

4　事業者は、非特定需要及び特定需要ごとに、前項の規定により整理された送配電非関連可変費の合計額を、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第九条第四項第四号（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により算定した割合（この号の規定により配分した場合はその割合）により配分し、特定変動可変費に整理しなければならない。

5　事業者は、送配電非関連費について、前項の規定により整理された特定変動可変費を基に、特定需要について、様式第二十により特定送配電非関連費等計算表を作成し、様式第二十一により特定原価等集計表を作成しなければならない。

6　料金は、特定需要の前項の規定により整理された特定変動可変費と特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により定められた原価算定期間における特定需要の料金収入及びこの項、第十九条第六項又は次条第六項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を基に算定された当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分が一致するように設定されなければならない。

7　事業者は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の特定需要原価等及び特定変動可変費並びに第四項の規定により整理された特定変動可変費、第十九条第四項の規定により整理された特別変動可変費及び次条第四項の規定により整理された特殊変動費を基に、契約種別ごとの電気の使用形態、電気の使用期間、電気の計量方法等による特定変動可変費の差異を勘案して設定した基準により契約種別ごとの料金を設定しなければならない。

8・9　（略）

10　事業者は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により定められた原価算定期間における特定需要の料金収入及びこの項、第十九条第十項又は次条第十項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を、第七項及び前項の規定により設定する料金、変更前の特定小売供給約款で設定した料金及び特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の供給計画等に基づく契約電力、販売電力量等の電気の使用に係る値の予測値により算定しなければならない。